

徳島県企業管理規程第 8 号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和45年徳島県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号エ及びオ中「（水位計による表示1.5メートル）」を削る。

第 3 条第 2 号カ中「（水位計による表示0.5メートル）」を削る。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

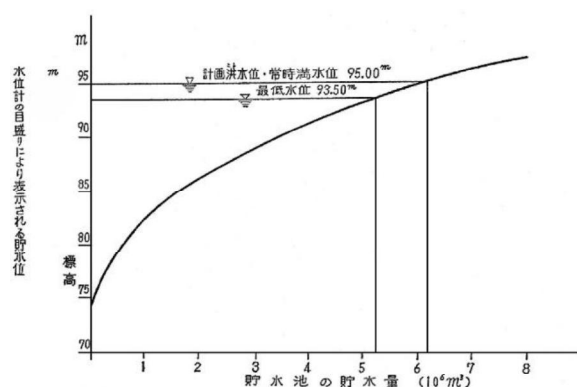
（3） 使用水量

ア 最大使用水量 毎秒72立方メートル

イ 常時満水位での使用水量は、毎秒70立方メートルとし、貯水池の水位（以下「貯水位」という。）低下に伴い、最大出力11,700キロワットを超えない範囲で使用水量を最大毎秒72立方メートルまで増量できるものとする。また、貯水位が上昇する際は、最大出力11,700キロワットを超えない範囲で使用水量を最大毎秒70立方メートルまで減量するものとする。

第 7 条中「貯水池の水位（以下「貯水位」という。）」を「貯水位」に改める。

別図第 1 を次のように改める。



別表第 1 の表 1 の徳島県知事の項中「南部総合県民局県土整備部那賀庁舎予防保全・管理担当」を「阿南県土整備事務所那賀支所予防保全・管理担当」に改める。

別表第 1 の表 2 の徳島県知事の項中「南部総合県民局県土整備部阿南庁舎施設管理担当」を「阿南県土整備事務所施設管理担当」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の川口ダム操作規程別表第 1 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。